

豊見城市立中央公民館の定期利用に関する要項

令和2年4月1日

豊見城市教育委員会 教育長 決裁

1 趣旨

この要項は、豊見城市立中央公民館（以下、「公民館」という。）を定期利用できる団体及びその利用に関することについて、必要事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体登録 豊見城市立中央公民館館長（以下「館長」という。）が定期利用に係る団体を登録することをいう。
- (2) 定期利用 団体が公民館を利用する場合において、原則として、1月につき1回以上4回以内かつ1週間に1回以内の範囲内において、一定の曜日、時間及び場所を継続して利用することをいう。

3 定期利用できる団体

公民館を定期利用できる団体は、別紙1に定める公民館利用の心得、団体登録の要件及び別紙2に定めるサークル活動の運営マニュアルを遵守し、かつ団体登録の要件に該当する団体とする。

4 定期利用できる期間

1 団体が定期利用できる期間は年度を単位とし、原則として毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

5 定期利用の制限

- 1 団体は市内、市外を問わず複数の公民館において定期利用してはならない。
- 2 1団体が定期利用できる時間は、1回につき原則として2時間以内とする。

6 団体登録の申請

公民館を定期利用できる団体として登録する場合は、豊見城市立中央公民館定期利用団体登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて館長に提出しなければならない。

- (1) 会員名簿（様式第2号）
- (2) 定期利用団体事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支計画書（様式第4号）
- (4) その他館長が必要と認める書類

2 6に規定する申請は、原則として定期利用する年度の2月末までに行う。ただし、定期利用の年度途中の申請は随時、受け付けるものとする。

7 定期利用及び団体登録の決定

館長は、6第1項の規定による申請を受理したときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、豊見城市立中央公民館定期利用団体登録決定通知書（様式第5号）を申請

者に交付するものとする。ただし、同一の曜日、時間及び場所を希望する団体が複数あった場合は、これまでその希望日程を活動日としていた団体を優先とし、それに当たらない場合は、抽選等により決定するものとする。

8 登録の変更等

7の規定により団体登録された団体（以下「定期利用団体」という。）は、団体登録事項に変更が生じた場合又は公民館を定期利用しないこととなった場合は、直ちに館長に届け出なければならない。

9 使用料

定期利用団体が公民館を利用する場合の基本料金は、豊見城市立公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則（昭和57年豊見城村教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）の定めにより全額免除とする。ただし、冷房使用料については、減免及び免除の対象外とする。

10 活動予定報告書

定期利用団体は使用する月の前月15日までに、豊見城市立中央公民館定期利用団体活動予定報告書（様式第6号）を館長に提出しなければならない。

11 優先利用

定期利用団体が利用しようとする日に豊見城市（教育委員会を含む。）から規則の定めによる申請があった場合は、原則として申請した者が優先して利用できるものとする。

12 団体登録の取り消し

館長は、定期利用団体が次の各号のいずれかに該当するときは、団体登録を取り消すことができる。

- (1) 条例、規則等の関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 3に規定する定期利用できる団体でなくなったとき。
- (3) 館長へ届け出ず2月以上利用しなかったとき。
- (4) その他館長が定期利用団体として不適当と認めるとき。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

別紙 1

公民館利用の心得

- (1) 入室及び退室する場合は公民館窓口にて、利用報告書に必要事項を記入すること。
- (2) 利用時間は準備、片付けを含めて2時間以内とする。なお、延長した場合は条例及び規則に定める使用料を徴収するものとする。
- (3) 使用目的以外の行為は行わないこと。
- (4) 館長の許可なく、物品の販売又は利用する施設内外への張り紙、釘打ち等を行わないこと。
- (5) 許可された場所以外の立入り及び利用はしないこと。
- (6) 危険・事故防止に努め、万が一、事故が発生した場合は、直ちに活動（使用）を中止し、公民館職員又は警備員に連絡すること。
- (7) 公民館施設の利用中に、物品等の紛失及び破損をした場合は修理等の補償責任を負うものとする。
- (8) 公民館施設を利用するにあたり、自己の責めにおいて発生した事件・事故等はすべて自己責任のうえ処理するものとする。
- (9) 公民館職員の指示に従うこと。
- (10) 公民館施設及び敷地内に館長の許可なく私物を保管してはならない。

団体登録の要件

- (1) 代表者が明確であり、構成員が10人以上であること。
(構成員の3分の2以上が市内に在住、在勤又は在学であること。)
- (2) 定期利用団体の代表者と講師が同一にならないこと。
(私塾等のように営利を目的とした団体は登録させないこととする。)
- (3) 利用日は原則として、1月につき1回以上4回以内かつ1週間に1回以内とする。
- (4) 政治的、宗教的又は営利を目的とした団体でないこと。
- (5) 公民館の定期利用団体で組織する、豊見城市立中央公民館定期利用団体連絡協議会に加入すること。
- (6) 公民館及び地域での奉仕活動に積極的に協力するよう努めること。
- (7) 団体への加入を希望する者がある場合は、これに応ずるよう努めること。
- (8) 講師の指導を受ける団体において、当該講師に謝礼金を支払う場合は、本市の講師謝礼支払い基準を超えない範囲内において支払うこと。ただし、団体の構成員が講師である場合は、謝礼金を支払わないこと。(例：1時間3,000円)
- (9) 生涯学習・社会教育の目的に沿い、計画的、継続的に活動すること。
- (10) 活動はすべて公開し、民主的に運営すること。
- (11) 活動規約を定め、組織及び経理が確立し、会務が正確に行われていること。
- (12) その他館長が必要と認める事項

サークル活動の運営マニュアル

豊見城市立中央公民館

1. 一人一役の運営をしましょう。

サークル構成会員の全員が何らかの役割を担うように集団運営を心掛けるよう工夫しましょう。

- ①係を一人に任せず、必ず複数にしましょう。そのことによって全員が役割を持つことで仕事の失敗があったときでも過ちを見つめ直すことができるし、次回から協力して活動することができます。
- ②各係の仕事を前もってはっきり決めておきましょう。運営の途中で、仕事の押し付け合いや取り合いを防ぐ効果があります。
- ③各人の特技や興味を生かした役割分担しましょう。

2. サークル運営のルールをつくり、きちんと守りましょう。

ルールは全て、守りやすいルールが基本です。守れないルールを守れないままに維持すると、組織を危険にさらす結果にもなります。守りやすいルールをつくりましょう。

サークル活動の会則について、「自分達のサークルはしっかりしているからそんなものはいらない!」という声もありますが、それではいけないと思います。なぜなら、もし会則（規約）がなければ、運営上の様々な問題が発生しても対策や防止の仕様もなく、問題解決にも苦勞します。

3. 新入会員を受け入れやすい開放的な環境づくりに努めましょう。

サークルは発足時のメンバーだけで永続的に活動したがる傾向にあります。しかし、公的施設の中央公民館を利用するサークルではそれは好ましくありません。運営に多少の支障があっても新入会員を加入させる努力も重要です。

- ①ポスター・チラシ等で新入会員の募集を年一回又は数回行い、10名以上の会員が確保できるようにしましょう。
- ②ベテラン会員は新入会員の入会しやすい環境づくりに努めましょう。（新入会員の技術技能に対する不安を解消する学習プログラムを協議して設定する。）
- ③ベテラン会員は自主研究会をつくることも良いでしょう。他の同種のサークルのベテラン会員との交流会を積極的に持ち、共同の運営研究や技能交流をしながらお互いを磨くことも大切です。
- ④新入会員にはその人に出来そうなできる仕事を分担させ、サークル活動に自然に慣れる環境づくりをしましょう。いつまでもお客様扱いをしないこと。

4. 気軽に学び合える仲間づくりに努めましょう。

公的施設でのサークル活動は、カルチャーセンターや地域の研究所や道場の活動とは根本的に違います。公立公民館のサークル活動は、特定の知識や技能をひたすら磨くという活動ではなく、サークル活動の中でお互いの学び合いを深めながら、新たな発見と仲間づくりを通して、地域づくりとヒトづくりに結びつくような運営を心がけることが大切です。

- ①サークルの学習内容に力を発揮できない人を“落ちこぼれ”にしないで、その人にも出番を必ず与え、“居場所”を作ってあげるようにしましょう。
- ②サークル活動は身体を動かすプログラムが多いので、話し合いの場がある時には様々な意見を気軽に出示してもらう等、心が通い合うような仲間づくりに努めましょう。

5. メンバー全員がリーダー（代表者）である意識を持ちましょう。

サークル発足時（設立時）のリーダーは、ついつい長期に渡ってリーダーに留まりがちです。会員一人ひとりの役割分担が活動への参加意欲を高め、責任ある行動をとる上で効果があります。

本来、リーダーはサークルの成熟期を迎える頃あたりにはリーダーから下りることも念頭に入れた方が良いでしょう。（サークル団体の会則にもリーダーの任期を明確にしましょう。）

その後は、監事や世話役になって次期リーダーを育成する役割を担いましょう。

6. ひとりで全てのことをやり過ぎないようにしましょう。

- ①リーダー（代表者）は、一人ひとりの会員が役員（会長・副会長・書記・会計・その他）になる環境づくりを行い、サークル活動の活性化と会員の意識高揚に努めるよう心掛けましょう。リーダー（代表者）だけがやり過ぎないように協力し合いましょう。
- ②リーダー（代表者）がサークル活動を一時休んだ時、会員同士で連携し合い、より良いサークル運営に努めましょう。
- ③リーダーが年度途中で交代した場合、他人任せにせず、会員みんなで話し合ってから新しいリーダーを決めるようにしましょう。サークルの構成会員一人ひとりが協力しながら皆が育っていく姿こそが生涯学習の活動では重要です。

7. 後継者をつくるようにしましょう。

- ①次期リーダーをどのようにして決めるのか、任期はどのくらいにするのか、結成時（登録時）で明確に決めておくとういでしょう。
- ②現リーダー（代表者）は、次のリーダー会員にリーダーの仕事を一部代行させるなど、引継ぐことの環境づくりをしながら徐々に自信をつけさせましょう。
- ③最終的には、リーダー役の一部を代行させるだけでなく正式に役割を分担しましょう。このことにより、周りもその人を次第に次期リーダーとして認めてくれることにつながります。なお、新リーダーが誕生して自分がリーダーを辞めた後は新リーダー（代表者）をサポートするようにしましょう。

8. 学習成果を地域に還元しましょう。

サークル活動で学んだことを中央公民館だけで終わりにするのではなく、サークル活動を通して獲得した知識や技能を地域に還元する活動にも積極的に取り組みましょう。そのことが中央公民館を拠点に生涯学習の学びを地域につなぐ取り組みとなり、住民の手による“まちづくり”活動の出発点となる。そのためにリーダー（代表者）は、メンバーに対して、

- ①自分達が学んでいる楽しさを地域に「伝えること」
- ②学んだ内容を「発表すること」

- ③中央公民館で身に付けたことを他の人に「教えること」
- ④学んだことを使って他の人のために「役に立つこと」
- ⑤地域課題の解決に「一役を果たすこと」
- ⑥他の人も「誘うこと」など、いわゆる「社会教育ボランティア」の活動をサークル団体の会員が中心になって展開し、住民の触れ合いと連帯の輪を広げていく仕掛け人役になるようにしよう。

9. 私塾化しないようにしましょう。

サークルの中でも自治公民館や公的施設を利用する集団は、特にこの点に気をつけて 欲しいと思います。サークルとは、サークルを構成する会員が主人公である。講師は構成会員によって選ばれた学習内容の専門家（指導者）であり、会員の意を汲んで学習内容の指導をする人です。ところが、講師中心のサークル活動になりすぎてしまうと その 講師のお弟子さん集団になってしまう場合があります。そして、さらに講師料が不当 につりあがり、本来は「会費」であったものが、いつしか「お月謝」に変質することもあります。これでは自治公民館や公的施設が講師の生活費を稼ぐ場になってしまいます。これは、社会教育法第二十三条一項に抵触することもあり、解釈の仕方によっては法律 違反の恐れがあります。この時には中央公民館から施設利用を断ることもなり、リーダーは特にこのことをしっかり心得て欲しいと思います。

- ①サークルの活動（学習）計画は、会員、特にリーダーが中心になって立案しましょう。その時に学習内容の専門家としての講師に相談することはあっても、活動内容（学習内容）を「講師任せ」「講師丸投げ」にするのは良くないと考えています。
- ②会費の中から払う講師謝礼金は基準の範囲内にしましょう。基準とは、教育委員会が主催する同種講座の謝礼金の額だと思えばよいでしょう。その時は中央公民館と相談してください。
- ③毎月1回は会員同士が学習内容を相談したり、講師の指導内容や指導方法に対する会員の意見や要望を聞いたりする話し合いの場を設定しましょう。

10. 中央公民館と協力しましょう。

- ①公民館のPR役をすること。中央公民館の諸事業のチラシを自治会の地域住民に配るなどの広報活動に努めましょう。
- ②施設利用について、サークル間の調整が発生した場合には進んで協力しましょう。
- ③公民館の様々な行事への協力やサークル活動の成果を発表しましょう。舞台発表だけでなく、展示等での作品の成果発表も大切です。
- ④サークル活動の成果を地域の自治会及び福祉施設へ還元し、生涯学習社会の振興発展に努め、社会貢献活動にも積極的に協力しましょう。
- ⑤中央公民館のより良い環境づくりを目指して公民館の環境整備（草刈り作業等の美化活動）へ積極的に参加しましょう。豊見城市立中央公民館は、「明るい公民館」、「集まりやすい公民館」、「学びやすい公民館」、「地域とつながる公民館」、「安心安全な公民館」をコンセプトに「みんなで支える中央公民館づくり」を目標にしています。